

歳末たすけあい運動

募金期間 令和元年 12月1日～12月27日

歳末たすけあい運動とは

毎年12月に「共同募金運動」の一環として、地域の社会福祉協議会が中心となって実施しています。

お寄せいただいた募金は地域に根ざした福祉活動を進めるために、全額が墨田区内の福祉のために活用されています。

皆様のご協力をお願いいたします。

昨年度の募金はこのように活用されています

昨年度総額 9,255,017円



地域福祉活動費

6,575,526円(71%)

具体的な取り組み

小地域福祉活動、ふれあいサロンへの助成



戸別訪問による見守り活動
(江東橋一丁目ゆうわ福祉委員会)

町会・自治会の地域福祉活動に対する助成



ふるさと祭り(業平五丁目南町会)

その他

- ・福祉施設・団体への助成
- ・ボランティア支援事業への助成
- ・75歳以上の必要な方へ贈呈する杖の購入費

などに活用されています

事務費 514,491円 (5.6%)

街頭募金の際に使用する
募金箱購入費、ポスター、印刷費等

在宅重度障害者見舞金

2,165,000円 (23.4%)

在宅で生活されている
重度障害者に対する見舞金

おもちゃサロンの運営費



募金方法

・社会福祉協議会窓口での受付

募金期間中に直接お持ちください。

・墨田区役所での受付

募金期間中に直接お持ちください。

・民生委員・児童委員を通じた戸別募金

ご希望される場合、担当の民生委員・児童委員がご自宅へ伺います。

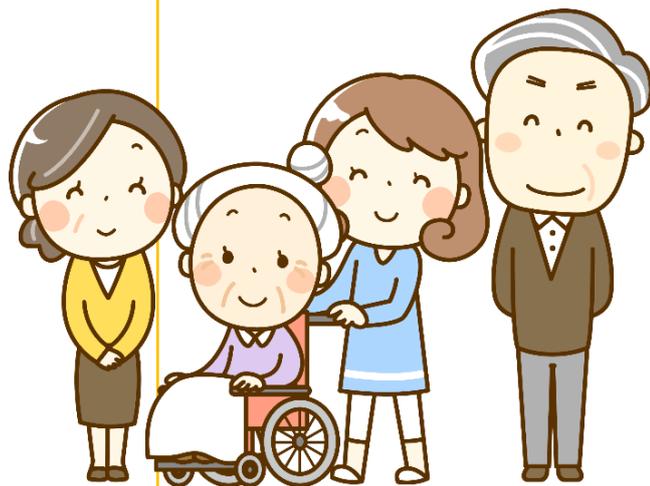
・募金箱への募金

区内各所に募金箱を設置させていただいております。

設置場所については、当協議会までお問い合わせください。

・街頭募金による募金

日程は当協議会のホームページ、フェイスブックでご案内します。



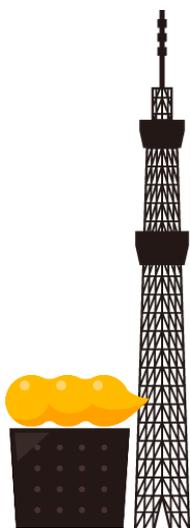
寄付金の税制上の優遇措置について

募金をしていただいた方は、赤い羽根共同募金や日本赤十字社など他の寄附金控除対象の寄附金・募金を合算した金額により、**確定申告時において所得税の寄附金控除、寄附金税額控除および住民税の寄附金税額控除の対象**となります。

税制上の優遇措置を受けることを希望される場合は、墨田区社会福祉協議会にご連絡ください。

※株式会社など法人からの募金は、法人税の算出にあたり寄附額を「全額損金」とすることができます。

※税制上の優遇措置の詳しい内容については、東京都共同募金会までお問合せください。



つながり ささえあう みんなの地域づくり

歳末たすけあい運動のスローガンです

集められた募金は、みなさんの生活する墨田区の福祉活動の支えになっています



お問い合わせ

社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

〒131-0032

墨田区東向島2-17-14すみだボランティアセンター1階

TEL 03-3614-3900

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 新宿区神楽河岸 1-1

TEL03-3268-7186

社会福祉法人 東京都共同募金会

〒169-0072 新宿区大久保 3-10-1

TEL03-5292-3181